

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年10月27日

横浜市契約事務受任者  
市民局長 石内 亮

1 契約の概要

特別定額給付金に係る窓口相談業務人材派遣について

特別定額給付金に関する相談対応の業務やその他事務作業に関して人材派遣を行うものである。

2 履行（納品）場所

市民局総務課

3 契約日

令和2年8月27日

4 履行日又は履行期間

令和2年9月1日から令和2年9月30日まで

5 契約金額

1,148,400円

6 契約の相手方（名称及び所在）

株式会社アーデントスタッフ 代表取締役 野口 正一

神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町3-32-13 第2安田ビル 2階

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

申請期間終了後も特別定額給付金の支給等の事務が行われる予定で、引き続き定額給付金に係る相談等で市民の方が来庁する可能性が大いにあり、その市民の方への対応、電話対応等により、事務作業が増加するため。

8 所管課

市民局総務課定額給付金担当